

年金だより

☎ 市民生活課
保険福祉係
2764

付加保険料を納付して年金受給額がアップ

老後に受ける老齢基礎年金をより多く受給するための制度として、付加年金があります。これは、毎月の国民年金保険料(1万3860円)に平成18年度額)に付加保険料を上乗せして納めると、年金受給時に付加年金部分を上乗せできる仕組みになっています。手続きは、市役所本庁と支所

市民生活課でできます(印鑑と年金手帳が必要)。
付加年金制度を利用できる人
第1号被保険者(農林漁業従事者・自営業など)や任意加入被保険者の人。保険料納付の免除・猶予を受けている人や、国民年金基金の加入員は納付できません。

1カ月400円
付加年金額
200円×付加保険料納付月数
例 保険料と付加保険料を40年間納付した場合は、老齢基礎年金79万2100円(18年度)に9万6000円が上乗せされ、合計88万8100円が支給されます。
※付加年金は、老齢基礎年金受給権を得た月の翌月から支給されます。老齢基礎年金の繰上げ支給や繰り下げ支給を希望する場合は、その減額率・増額率に応じて減額・増額されます。



60歳になったら裁定請求を

60歳になり、老齢厚生年金の受給権がある人(60歳以上で厚生年金に1年以上加入しており、納付・免除期間が25年以上ある人)は、在職中であつても早めに老齢厚生年金の裁定請求手続きを行ってください。年金と給料(総報酬月額相当額)との調整後、老齢厚生年金が支給されます。受給権が発生して5年間裁定請求を行わなかった場合、5年を経過した部分の老齢厚生年金は受給できなくなります。(受給権が時効により消滅)

出生(敬称略) ※掲載を希望される場合は、情報政策課へご連絡ください。

江田島町 (町別50音順)
大宮 優輝(宮ノ原・2/9) 片山 蒼(大原・1/24)
水原 稜弥(津久茂・1/7)
能美町
山本 凛(鹿川・1/24)
能美町
堂河内 佐武真(三吉・1/17)
大柿町
荒神 歩(大原・1/11)

死亡(敬称略) ※掲載を希望されない場合は、情報政策課へご連絡ください。

江田島町 (町別50音順)
栗田 芳弘(秋月・58歳) 上田 光子(宮ノ原・86歳)
大川 正文(切串・90歳) 大下 佐(切串・91歳)
岡村 清三(鷺部・86歳) 乙田 保(中央・85歳)
佐々木 信行(鷺部・57歳) 下野 博(切串・68歳)
上口 清(切串・90歳) 須本 雅司(小用・63歳)
隆杉 賢二(切串・81歳) 高橋 勝義(鷺部・93歳)
橘 武信(中央・69歳) 徳田 シゲコ(小用・84歳)
中下 健司(秋月・79歳) 平野ミカヨ(宮ノ原・86歳)
三浦 貞男(宮ノ原・63歳) 水元 暁(津久茂・99歳)
森下 キヨメ(小用・85歳)
能美町
今西 嵩(鹿川・78歳) 大脊戸 弘(鹿川・85歳)
岡本 新一(高田・95歳) 北中サツミ(中町・78歳)
五角チエコ(高田・81歳) 林 マサコ(鹿川・85歳)
古本 幸雄(高田・70歳) 山口 照男(高田・82歳)
沖美町
大方 松雄(是長・95歳) 沖井 庄司(三吉・53歳)
勝田 覚(能美・74歳) 久保河内シズカ(能美・88歳)
久保河内ハルミ(高祖・86歳) 小松 ナツコ(三吉・90歳)
寺本 紀昭(能美・66歳)
大柿町
有井 芳子(大君・89歳) 井上 敏毅(飛渡瀬・70歳)
川崎 幸(柿浦・89歳) 眞澤 満雄(大君・84歳)
谷岡 剛(小古江・58歳) 田端マサヨ(飛渡瀬・97歳)
二反田浩之(飛渡瀬・37歳) 濱井 吉春(大君・73歳)
三浦 譲二(柿浦・59歳) 三原 榮(飛渡瀬・81歳)
山口ミチ子(小古江・73歳) 山床 千代松(大原・76歳)
山野 京二(柿浦・65歳) 山本 俊彦(飛渡瀬・73歳)
横西ミサコ(大原・87歳)

寄付(敬称略) ~ ありがとうございました ~

大方 俊治(沖美町是長) 沖井 實義(沖美町三吉)
小松 奉昭(沖美町三吉) 寺本 道江(沖美町美能)
川崎 純司(大柿町柿浦) 山本キサミ(大柿町柿浦)

江田島市の人口と世帯数

	男	女	計	世帯数
江田島	5,692	5,643	11,335	5,639
能美	2,878	3,273	6,151	2,707
沖美	1,853	2,085	3,938	1,909
大柿	4,084	4,521	8,605	3,907
全体	14,507	15,522	30,029	14,162

(平成19年1月末日現在)

『人権シリーズ』 みんな素敵なオンリーワン⑬

～ 安全で安定した水の供給を目指して ～

水道事業は、電気・ガスと共に「ライフライン」と言われ、都市機能を維持し、私たちが日常生活を送るうえで必要な事業です。

1994年(平成6年)、日本弁護士連合会は「清浄な飲料水を享受する為の決議」をしています。その中では「清浄な飲料水を享受することは、人の生存と健康で文化的な生活を営むうえで不可欠の条件である。また、清浄な飲料水を享受しうる環境を確保することは、われわれの次世代に対する責務でもある。…」と述べています。

また、世界的にも、2002年(平成14年)に国連経済文化社会的権利委員会が「水へのアクセスは

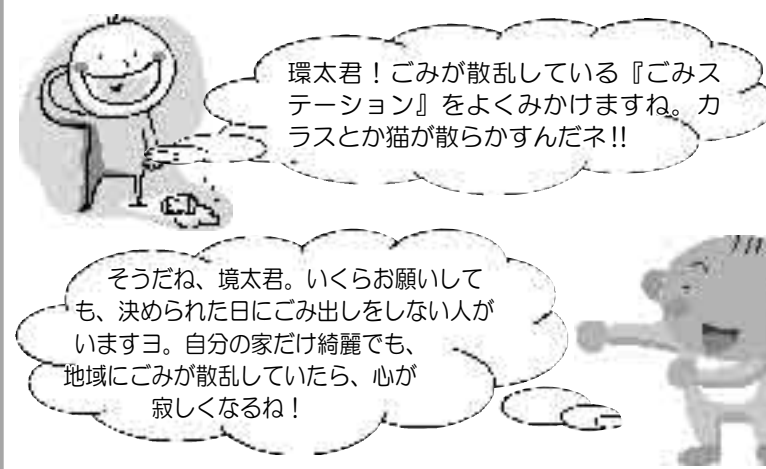
1つの人権である」と宣言し、水は単に経済的財物であるだけでなく、社会的・文化的公共財であると表明しました。

近年、河川・湖などの水質悪化などがとりざたされ、水道水の安全性に疑問を持つ人が、ペットボトルの水を飲んだり浄水器を設置したりすることもあります。それでは経済的に豊かな人しか「安全な水」を飲むことが出来ません。

水道事業者は「水道の蛇口をひねれば水がすぐに出る」状態がいつでもどこでもあたりまえになるよう、将来にわたり「誰にでも平等に、安く安全な水の安定供給を行うこと」を心がけています。

*この内容に関する感想・意見は、企業局(☎42-3311)まで

決められた日・決められた時間にごみ出しを ~カラスや猫に荒されないために~



ごみステーションにごみを置いていた時間が長いほど、カラスや猫がごみ袋をつつき、中身を散乱させる可能性が高くなります。

このような状況を防ぐために、決められた日・時間にごみを出し、長時間ごみステーションにごみを置かないことが大切です。

☎環境課 廃棄物対策係
☎(40)2768

郵便業務が変更 ~3月5日から時間外窓口を廃止~ ☎江田島郵便局 ☎(42)0075

3月5日(月)から、江田島郵便局の郵便業務(郵便物の受け取り・切手の販売など)が変わります。これは、本年10月の日本郵政公社民営化・分社化により、郵便物の集配拠点を再編することに伴うものです。
変更内容 郵便業務の時間外窓口(平日午前8時~9時、午後6時~7時と土・日・祝日)は廃止します。不在で配達できなかった郵便物は、土・日・祝日に関わらず再度配達いたします。

3月5日以降の江田島郵便局窓口サービス取扱時間

業務内容	平日	土曜日	日曜・祝日
郵便	午前9時~午後6時	休み	
貯金・保険	午前9時~午後4時		
A T M	午前8時45分~午後7時	午前9時~午後5時	午前9時~午後5時